

大分県報

令和六年
第五二〇号
六月二十五日

（火曜日）

目次

告示

- 指定希少野生動物植物の指定案……………一
 - 道路区域の変更……………一
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………一
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………二
- 公告
- 県営土地改良事業の工事の完了……………四

告示

大分県告示第三百十八号

大分県希少野生動物植物の保護に関する条例（平成十八年大分県条例第十四号）第九条第一項の規定により、次に掲げる希少野生動物植物を指定希少野生動物植物として指定する予定であるので、同条第三項の規定により、指定案を縦覧に供する。

なお、指定案について意見のある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に対し、当該指定案についての意見書を提出することができる。

令和六年六月二十五日

大分県知事

佐藤 樹一郎

一 指定する希少野生動物植物

ムラサキセンブリ（リンドウ科）

ナツエビネ（ラン科）

アオバズク（フクロウ科）

二 指定の理由

個体の生育又は生息環境の著しい悪化等により、その種の存続に支障を来すおそれがある

令和六年六月二十五日

り、特に保護を図る必要があるため。

三 指定案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

大分県生活環境部自然保護推進室

2 縦覧期間

令和六年六月二十五日から同年七月八日まで

大分県告示第三百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年六月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十五日

大分県知事

佐藤 樹一郎

道路の種類 及び路線名	区間	区域変更 前後別		敷地の幅員	延長
		前	後		
県道鶴崎大 南線	大分市大字下判田字向不定二〇 八四番二から 大分市大字下判田字用作二二五 五番五まで	三三・〇 〇二二・三	三〇・〇 〇一六・九	メートル	メートル

大分県告示第三百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。

令和六年六月二十五日

大分県知事

佐藤 樹一郎

土砂災害	法第九条第二項 に規定する土砂 災害警戒区域等

大分県報（告示）

指定を解除する区域の名称		所在地		指定の区分		害の発生の原因となる自然現象の種類		指定年月日及び告示番号		区域の表示		における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項		備考	
深田(A)	白杵市 大字深田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	平成二十三年三月二十日大分県告示第二百九号	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、白杵土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）	深田(B)	白杵市 大字深田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	平成二十三年三月二十日大分県告示第二百九号	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、白杵土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
深田(C)	白杵市 大字深田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	平成二十三年三月二十日大分県告示第二百九号	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、白杵土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）	深田(C)	白杵市 大字深田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	平成二十三年三月二十日大分県告示第二百九号	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、白杵土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
キツネくほ	佐伯市 大字立木	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	令和元年十二月二十日大分県告示第三百四十九号	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、佐伯土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）	中ノ川①	白杵市 大字岳谷	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、佐伯土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
中ノ川②	白杵市 大字岳谷	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、佐伯土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）	中ノ川	白杵市 大字岳谷	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、佐伯土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百二十一号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。
 令和六年六月二十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

備考

（「別図」は、省略し、白杵土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

② 寺小路	才原②	② 花の木	溜水②	溜水①	王座川	中ノ川⑤	中ノ川④	中ノ川③
野津町 白杵市	甲 野津町 大字亀	甲 野津町 大字亀	子 野津町 大字王	子 野津町 大字王	小野 大字吉	谷 大字岳	谷 大字岳	谷 大字岳
区域及び土砂	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒
土砂災害警戒	土砂災害警戒	土砂災害警戒	土砂災害警戒	土砂災害警戒	土砂災害警戒	土砂災害警戒	土砂災害警戒	土砂災害警戒
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
⑥ 弁分川	⑤ 弁分川	大条川	大明川	⑫ 行人川	川④ 岩ノ後	川 金剛寺	平 区西の4	浅敷西
朝来 国東市 安岐町	朝来 国東市 安岐町	麻田 武蔵町	麻田 武蔵町	横手 国東市	成仏 国東市	来浦及び浜	立	佐伯市 大字木
区域及び土砂災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒
土砂災害警戒	土砂災害警戒	土砂災害警戒	土砂災害警戒	土砂災害警戒	土砂災害警戒	土砂災害警戒	土砂災害警戒	土砂災害警戒
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
<p>（「別図」は、省略し、国東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）</p>								

令和六年六月二十五日

大分県報 (五三)

三

令和六年六月二十五日

大分県報（告示・公告）

四

② 矢治払	国東市	区域	土砂災害警戒	急傾斜	別図の	別図のとおり
武蔵町	丸小野	区域及び土砂 災害特別警戒 区域	地の崩 壊	とおり		

○公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

令和六年六月二十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名

着手年月日

完了年月日

県営危険ため池緊急整備事業
(秀池地区)

令 三・九・一六 令 六・一・一〇